

添付法令資料 2 :

韓国与信専門金融業法 (目次)

2018 年 12 月 31 日法律第 16189 号により一部改正 2020 年 1 月 1 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	許可又は登録 (第 3 条ないし第 11 条)
第 3 章	与信専門金融業
第 1 節	クレジットカード業 (第 12 条ないし第 27 条の 5)
第 2 節	施設貸与業 (第 28 条ないし第 37 条)
第 3 節	割賦金融業 (第 38 条ないし第 40 条)
第 4 節	新技術事業金融業 (第 41 条ないし第 45 条)
第 4 章	与信専門金融会社 (第 46 条ないし第 52 条)
第 5 章	監督 (第 53 条ないし第 61 条)
第 6 章	与信専門金融業協会 (第 62 条ないし第 68 条の 2)
第 7 章	補則 (第 69 条及び第 69 条の 2)
第 8 章	罰則 (第 70 条ないし第 72 条)
附則	